

医療費控除(医療費控除の特例)を適用されるかたへ



市・県民税の申告会場及び申告に必要なもの

申告関係書類は、市税務課、駅西口連絡所、平野連絡所で入手できます。

税務課市民税担当 (内線) 127

市・県民税申告会場

受付時間 午前の部：午前9時～11時
午後の部：午後1時～4時

◆市役所3階303会議室

日 程	対象地区	税理士
2月12日(水)	川島、桜台、笹山	○
2月13日(木)	黒浜3800番地まで	○
2月14日(金)	黒浜3801番地以降	○
2月17日(月)	西城、城、南新宿	○
2月18日(火)	緑町、藤ノ木	○
2月19日(水)	椿山1・2丁目	○
2月20日(木)	椿山3・4丁目	○
2月21日(金) 午前の部のみ	江ヶ崎	-
2月25日(火)	大字馬込、馬込2～6丁目	-
2月26日(水)	大字蓮田、蓮田3～5丁目	-
2月27日(木)	綾瀬、山ノ内、西新宿	-
2月28日(金) 午前の部のみ	関山	-

◆中央公民館

日 程	対象地区	税理士
3月2日(月)	上、見沼町、本町	-
3月3日(火)	東1丁目、東3～5丁目	-
3月4日(水)	東2・6丁目、末広	-
3月5日(木)	蓮田1・2丁目、馬込1丁目	-
3月6日(金) 午前の部のみ	御前橋	-

◆コミュニティセンター

日 程	対象地区	税理士
3月9日(月)	関戸3000番地まで	-
3月10日(火)	関戸3001番地以降	-
3月11日(水)	根金、貝塚	-
3月12日(木)	高虫、上平野	-
3月13日(金) 午前の部のみ	駒崎、井沼	-
3月16日(月) 午前10時～正午	駒崎、井沼	-

※市役所1階の税務課窓口では受付できません。
※指定日に都合のつかないかたは、日程表の期間中で都合のよい日にお越しください。
※税理士に相談したい場合は、対象地区にかかわらず〇がついている日にお越しください。なお、相談内容は所得税のみで贈与税等の他の相談は行っていません。

市・県民税の申告に必要なもの

市・県民税申告書、添付書類台紙	1月下旬に送付します。申告が必要なかたで届いていない場合は、市税務課または市・県民税申告会場(上記日程のみ)へお越しください。
申告者の個人番号確認書類	個人番号カード(裏面)・通知カード・個人番号記載の住民票のいずれかの原本または写し
申告者の本人確認書類	個人番号カード(表面)・運転免許証・公的医療保険の被保険者証・パスポート・障害者手帳・在留カード等のいずれかの原本または写し
配偶者、扶養親族の個人番号等が確認できるもの	控除対象者または同一生計配偶者の個人番号・生年月日・住所が確認できるもの ※写しの提出は不要です。
令和元年(平成31年)中の所得の分かるもの	源泉徴収票、支払調書、事業所得・農業所得・不動産所得の収支内訳書など ※源泉徴収票を受け取っていない場合や紛失の場合は、勤務先で交付等の手続きをしてください。
控除を受けるもの	生命保険料や地震保険料の控除証明書、社会保険料の領収書・証明書、学生証、障害者手帳、医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書
印鑑	
税務署から届いた「確定申告のお知らせ」はがき(届いているかたのみ)	

医療費控除を適用されるかたは、①、②のいずれかの書類の提出が必要です。

- ① 医療費控除の明細書、保険組合が発行した医療費通知
- ② セルフメディケーション税制の明細書及び一定の取組みを明らかにする書類(健康診断・検診等の結果通知、予防接種の領収書等)

医療費控除に関する明細書の提出義務化

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書の添付が必要となりました。また、保険組合が発行した医療費通知を添付すると、医療費控除の明細書の記入を省略できます。医療費通知書を添付できない場合は、領収書をもとに医療費控除の明細書を記入してください。領収書は提出不要となりますが、税務署から記入内容の確認を求められる場合がありますので、5年間保存する必要があります。

おむつ使用証明書等、医師等が発行した証明書の添付は省略できません。令和元年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできますが、令和2年分以降は、医療費控除の明細書の作成・添付が必要となります。

セルフメディケーション税制

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組みを行ったかたが、特定一般用医薬品等購入費(医療用医薬品から、薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品の購入費)を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

一定の取組みの例

- 健康診査(人間ドック、各種健(検)診等)
- 予防接種(定期接種、インフルエンザの予防接種)
- 勤務先で実施する定期健康診断
- 特定健康診査(メタボ検診)、特定保健指導
- 市町村が健康増進事業として実施するがん検診

春日部税務署 ☎733-2111

介護保険関係の控除証明

確定申告に係る介護保険関係の控除証明を発行します。

障害者控除等対象者認定書

障害者手帳をお持ちでないかたでも、要介護の認定を受けている65歳以上のかたで、申請により身体障がい者などに準ずるとして認められた場合、「障害者控除等対象者認定書」を発行します。要介護認定を受けているかたで、認定調査票や主治医意見書の記載内容に基づき、一定の要件を満たす場合に証明が受けられます。介護保険被保険者証が必要です。

主治医意見書記載事項確認書

要介護等の認定を受けていて、おむつ代の医療費控除が2年目以降のかたは、医師が発行する「おむつ使用証明書」の代わりに、主治医意見書の項目が判定基準に該当する場合に、市が発行する「主治医意見書記載事項確認書」でも対応できます。前年に申告したことが分かる書類(確定申告書の控え、おむつ使用証明書の写しなど)が必要ですが、

※各証明書は、市の保有する書類の関係上発行できない場合があります。また、発行までに1週間程度を要しますのでご了承ください。

3111(内線)145
長寿支援課介護保険担当 ☎7688